

# 経費老人ホームケアハウス神の園運営規定

## 第1章 施設の目的及び運営方針

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人力カトリック京都司教区カリタス会の設置運営する軽費老人ホームケアハウス神の園（以下「ケアハウス神の園」という。）の運営及び管理について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき利用者の生活の安定及び生活の充実を図ることを目的とする。

2 この規定に定めのない事項については、老人福祉法及び社会福祉法の定めるところによる。

### (運営方針)

第2条 ケアハウス神の園は、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、地域や家庭との結び付きを重視し、保健医療サービス又は福祉サービスとの連携に努め、利用者の意思及び人格を尊重した食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、自立した社会生活の便宜への供与、その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより利用者が安心して生き生きと明るく生活できるように万全を期することを基本理念とする。

## 第2章 職員及び職務

### (職員の職種及び数)

第3条 ケアハウス神の園は、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」において定められた所定の職員を含め下記のとおり配置するものとする。

(1) 施設長	1名
(2) 生活相談員	1名
(3) 介護職員	4名 (専従常勤1・専従非常勤3)
(4) 栄養士	1名 特養兼務
(5) 事務員	1名
(6) 調理員	委託
(7) 管理宿直者	委託

2 前項のほか必要に応じ、その他の職員を置くことができる。

＜注意＞基準に基づき必要とする職種及び数を満たすこと

### (職務)

第4条 職員は、軽費老人ホームの設置目的を達成するため社会福祉事業に関する知識及び能力を發揮し、適切なサービスの提供に努め、職務を遂行しなければならない。

- (1) 施設長は理事長の命を受け、所属職員を指揮監督し、ケアハウス神の園の業務を統括するとともに、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する。施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等の業務に従事する。
- (3) 介護職員は、利用者の日常生活の介助、援助に従事する。
- (4) 栄養士は、献立作成、栄養量計算、調理上の衛生管理等の適正化を期するとともに、給食委託業者及び調理員の指導業務を行う。
- (5) 事務員は、庶務及び会計業務に従事する。
- (6) 調理員は、栄養士の調理上の指導により、調理業務に従事する。

## 第3章 入所定員

### (利用者の定員)

第5条 ケアハウス神の園の利用者定員は、30名とする。

## 第4章 利用者に提供するサービスの内容等及び利用料その他の費用の額

### (利用者の資格)

第6条 ケアハウス神の園を利用する方は、次の(1)から(7)のすべてに該当する方に限る。

- (1) 自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められる方、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められた方であって日常の生活が独立して維持できる方。
- (2) 年齢が60歳以上である方。ただし、その者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させが必要とケアハウス神の園において認められた者はこの限りでない。
- (3) 家族と同居することが困難な方。
- (4) 伝染病疾患でなく、かつ問題行動を伴わない方で共同生活が可能な方。
- (5) 生活費に充てることができる所得等があり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能な方。
- (6) 保証人が得られる方。ただし、真にやむを得ない特別な事情があると認められる場合はこの限りではない。

2 前項第6号ただし、真にやむを得ない特別な事情があると認められる場合とは、次の各号のとおりとする。

- (1) 扶養義務者または身寄りのいない方で、保証人を得がたい方。
- (2) 家庭の事情等により連帯保証人を得がたい方。

3 前項により認められた方は、次の各号のいずれについてもケアハウス神の園所定の覚書を提出しなければならない。

- (1) 利用料等の支払いに必要な措置
- (2) 疾病等により医療機関に入院を要する場合の措置
- (3) 心身の状態等によりケアハウス神の園居住に適しなくなった場合の措置
- (4) その他身上に関する必要な措置

### (サービスの基本原則)

第7条 利用者に対するサービス内容については、老人福祉法の理念に基づき利用者がその心身の状況に応じて、快適な日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。また、施設はサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行うこととする。

### (相談及び援助)

第8条 利用者に対しては、各種相談に応ずるとともに余暇の活用及び在宅福祉サービスの活用など必要な助言その他の援助を行うものとする。

### (居宅介護サービスの利用)

第9条 要支援、要介護の認定を受けた利用者は居宅介護サービス計画書に基づき訪問介護等のサービス提供を利用することができる。

### (居室)

第10条 ケアハウス神の園が提供する居室は、原則、個室とする。その際、選択する階及び居室は、利用者の希望を勘案し、ケアハウス神の園で利用者の心身の状態を鑑み選定することとする。

### (食事サービス)

第11条 食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。

2 食事の時間は次のとおりとする。

- (1) 朝食 午前 7時30分から
- (2) 昼食 午後 12時00分から
- (3) 夕食 午後 5時30分から

3 あらかじめ連絡があった場合、衛生上又は管理上許容可能な一定時間(調理後2時間以内)

食事の取り置きをすることができる。

4 最低2週間前に、利用者等から予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。この場合には、1食当たり朝食140円、昼食320円、夕食290円を生活費から差し引くこととする。

(入浴)

第12条 利用者の入浴については、施設内に設けた入浴設備を利用して行うものとする。

(緊急時の対応)

第13条 身体の状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

2 職員はナースコール等で利用者からの緊急対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとする。

3 利用者が、予め緊急連絡先を契約時に届けている場合は、協力医療機関等への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行う。なお、必要があれば、救急車対応を行うものとする。

(保健衛生)

第14条 利用者の健康管理を保持するため少なくとも年1回以上の健康診断を行うなど必要な指導援助を行うものとする。

2 利用者から健康に係る相談を受けたときは、速やかに医療機関等の紹介等必要な援助を行うものとする。

(日課及び年間行事計画)

第15条 日課及び年間行事計画は以下のとおりとする。

(1) 日課

曜日 時間	日	月	火	水	木	金	土
6:00				起床			
7:20～			朝食 (火. 木は雑炊、水・土・日はパン)				
8:50～				ラジオ体操			
12:00～				昼食			
14:00～			自由活動・入浴 (~20:00)				
17:30～				夕食			
21:00				就寝 (消灯)			

## (2) 年間行事計画

4月	花見とお食事会、誕生会
5月	懇談会、菖蒲湯、誕生会
6月	消防訓練、誕生会
7月	神の園創立記念式典、夏祭り、ビアパーティー、健康診断、誕生会
8月	神の園夏祭り、誕生会
9月	神の園敬老祝賀式、誕生会
10月	神の園運動会、誕生会
11月	神の園合同慰靈祭、消防訓練、誕生会
12月	神の園クリスマス交流会、ゆず風呂、餅つき、誕生会
1月	誕生会
2月	誕生会
3月	健康診断、消防訓練、誕生会

### (金銭管理代行)

第16条 金銭管理については、原則、利用者又は家族、入居契約書に記載された身元保証人が管理するものとする。ただしやむを得ない事情があると判断される場合については、日常生活上必要となる金額の範囲において管理の代行を行うこととする。

### (入院期間中の対応)

第17条 利用者に入院の必要が生じた場合であって、医師の診断により明らかに3箇月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後3箇月経過しても医師の診断により退院できないことが明らかになった場合は、利用者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入居することができるよう、利用者又は家族と協議して定めるものとする。

### (社会生活上の便宜の供与)

第18条 利用者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者が行なうことが困難である場合は、その利用者の意思を踏まえて、ケアハウス神の園が必要な支援を行う。

2 利用者の都合により、要介護認定の更新や再認定の支援を行う。

### (利用料等)

第19条 利用料は、サービスの提供に要する費用、生活費及び居住に要する費用を基本利用料とする。

2 利用者は、毎月の基本利用料をケアハウス神の園が指定する日までに指定の方法により支払わなければならない。

3 前項のほか、利用者は居室に係る光熱水費及びケアハウス神の園が行う特別なサービスに要する費用を支払うものとする。

### (利用料の額)

第20条 ケアハウス神の園の基本利用料の額は、サービスの提供に要する費用及び生活費については京都府の定める基準に基づき、居住に要する費用については環境及び建物設備を良好な状態に維持するための費用として、理事長が定めるものとする。

2 前条第3項の費用は、契約書別紙に定める料金とする。

## 第5章 施設の利用に当たっての留意事項

### (利用者留意事項)

第21条 施設長は、円滑な施設運営を期するため、別に定める利用者留意事項を明記した「入居者心得」を配布し、その趣旨を十分に徹底しなければならない。

### (外出及び外泊)

第22条 利用者は、外出（短時間のものは除く）又は外泊しようとする時は、その前日までに、その都度、外出・外泊先、用件、ケアハウス神の園への帰着予定日時等を施設長に届出るものとする。

### (面会)

第23条 利用者が外来者と面会しようとする時は、外来者が玄関に備え付けの台帳にその氏名を記録するものとする。施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。

### (衛生保持)

第24条 利用者は施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持を心掛け、また、ケアハウス神の園に協力するものとする。

2 施設長その他の職員及び衛生管理者は、次の各号の実施に努めなければならない。

- (1) 衛生知識の普及、伝達及び伝染性疾患の感染防止
- (2) 原則、年2回の全館防虫防鼠消毒及び年1回の大掃除
- (3) 利用者持ち込み品等の消毒
- (4) その他必要なこと

### (施設内の禁止行為)

第25条 利用者及び職員は、ケアハウス神の園内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥醉、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) ケアハウス神の園の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、ケアハウス神の園の施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらをケアハウス神の園外に持ち出すこと。

### (秘密の保持)

第26条 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。

2 職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

### (入居の申込み)

第27条 ケアハウス神の園への利用希望者は、入居申込書（別紙様式1）を提出するものとする。

2 ケアハウス神の園は、利用申込書の提出があったときは、その内容を確認の上、利用申込者名簿に登録しなければならない。

### (入居申込者の面接調査)

第28条 入居希望者の調査は、入居申込者本人及び身元保証人との直接面接により行うものとする。

2 前項の調査に当たっては、入居申込者本人の健康診断書（別紙様式2）の提出を求め、健康状態を確認するものとする。

### (入居の承認等)

第29条 前条の調査の結果、入居を適当と認められた者に対しては、入居を承認する旨を、また入居を不適当と認めた方に対しては、入居を不適当と認めた旨を文書をもって利用申込者本人宛に通知しなければならない。

### (入居契約の締結)

第30条 入居に当たっては、あらかじめ、入居申込者及びその家族に対し、運営規定、重要事項説明書、契約書及び契約書別紙を交付し、かつ説明を行い、入居申込者の同意を得た上で契約書を締結するものとする。

### (入居者台帳の整備)

第31条 新たな入居者については、入居時の健康診断を行うとともに、入居者の従来の生活状況、家族状況等必要な事項の聴取を行い、それらの調査結果を入居者台帳に記録整備しなければならない。

### (居室の変更)

第32条 入居者が次の各号の一に該当するときは居室を変更することができる。

- (1) 夫婦部屋の入居者のいずれか一方の死亡等により1人となったとき。
- (2) 入居者の身体機能の低下等のため、居室を変更することが適当と認められたとき。
- (3) 前各号のほか、居室の変更が必要と認められるとき。

### (退居)

第33条 入居者が次の各号の一に該当する場合には入居契約を終了することとする。

- (1) 入居者の死亡
- (2) 入居者からの退居届（別紙様式3）の提出があり、これを受理したとき。
- (3) 次条の規定により入居契約を解除したとき。

### (入居契約の解除)

第34条 施設長は、入居者が次の各号の一に該当すると認めたときは、入居契約を解除することができる。

- (1) 不正または偽りの手段によって入居承認を受けたとき。
- (2) 正当な理由なく利用料を滞納したとき、又は支払うことができなくなったとき。
- (3) 居宅介護サービス提供を利用してもなお常時介護を必要とし、ケアハウス神の園での生活が著しく困難となったとき等、特別養護老人ホーム入所対象程度の心身の状況になったとき。
- (4) 身体又は精神的疾患等のため、ケアハウス神の園での生活が著しく困難となったとき。
- (5) 承認を得ないで、ケアハウス神の園の建物、付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ、原状回復をしないとき。
- (6) 金銭の管理、各種サービスの利用について入居者自身で判断ができなくなったとき。
- (7) 前各号のほか、共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかけるなど、ケアハウス神の園の生活が著しく不適当と思われる事由が生じたとき。

2 施設長は、入居時に契約の解除となる条件について十分説明し、契約を解除するに至った場合は、具体的に理由を明示するものとする。

### (転貸等の禁止)

第35条 入居者は、居室を転貸又は譲渡もしくは入居者以外の方を同居させることができない。

## 第6章 非常災害対策

### (災害、非常時等への対応)

第36条 ケアハウス神の園は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常通報設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2 ケアハウス神の園は、消防法令に基づき、非常災害等に係る防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び入居者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として年2回は実施する。

3 入居者は、防災等の緊急事態の発生に気づいたときは、最も適切な方法で職員に事態の発生を知らせるものとする。

4 ケアハウス神の園の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防

署に通報される装置となっているものとする。また、居室のすべてにスプリンクラー装置が設置されているものとする。

## 第7章 その他施設の運営に関する重要事項

### (苦情処理)

第37条 入居者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合、ケアハウス神の園は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及び改善方法について、入居者又はその家族に報告するものとする。なお、苦情申立の窓口は、ケアハウス神の園内の事務所に設置するものとする。

### (施設・設備)

第38条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が入居者と協議の上、決定するものとする。

- 2 入居者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならないものとする。
- 3 施設・設備等の維持管理は職員が行うものとする。

### (葬儀)

第39条 死亡した入居者に葬儀を行う方がいない時は、施設長は、老人福祉法第11条第2項の規定により精華町と協議して葬儀を行うものとする。

第40条 ケアハウス神の園にかかる第三者評価事業を3年に1回受審するものとし、この結果を神の園ホームページにて公表するものとする。

### (地域社会との連携)

第41条 施設長は地域社会との連携に努め、利用者が地域の一員として自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮するものとする。

### (事務及び業務処理)

第42条 施設の事務処理及び業務運営に当たっては、法令、本法人の諸規定、施設の業務処理方針等に定められたところに従い適切な処理に努めなければならない。

### (備付簿冊)

第43条 施設長は、業務の遂行上又は利用者の処遇上に必要な別表による簿冊等を整備し管理保存しなければならない。

### (改正)

第44条 この規程を改正、廃止するときは本法人の理事会の議決を経るものとする。

### 附則

#### (施行)

この規定は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和2年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和3年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和4年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和5年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和6年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和7年 4月 1日から施行する。